

議案第12号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

令和5年3月27日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊橋市教育委員会事務局処務規則（平成11年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

| 改正後  |               |  | 改正前  |               |  |
|--|---------------|--|--|---------------|--|
| （組織）<br>第2条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。                        |               |  | （組織）<br>第2条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。                        |               |  |
| 部  | 課等            | 教育機関等  | 部  | 課等            | 教育機関等                                    |
| 教<br>育<br>部  | （略）           |  | 教<br>育<br>部  | （略）           |  |
|  | 生涯<br>学習<br>課 | 地区市民館、青少年センター、少年自然の家、野外教育センター、 <u>神田ふれあいセンター</u> 、 <u>少年愛護センター</u> |  | 生涯<br>学習<br>課 | 地区市民館、青少年センター、少年自然の家、野外教育センター、神田ふれあいセンター |
|  | （略）           |  |  | （略）           |  |
| （事務分掌）<br>第3条 （略）<br>2・3 （略）<br>4 生涯学習課の事務分掌は、次のとおりとする。<br>（1）～（8） （略） |               |  | （事務分掌）<br>第3条 （略）<br>2・3 （略）<br>4 生涯学習課の事務分掌は、次のとおりとする。<br>（1）～（8） （略） |               |  |

(9) 青少年に関する諸施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。

(10)・(11) (略)

(12) 青少年の非行対策に関すること。

(13) 青少年問題協議会に関すること。

(14) 青少年センター、少年自然の家、野外教育センター、神田ふれあいセンター及び少年愛護センターの管理運営に関すること。

(15)・(16) (略)

5 美術博物館の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 美術博物館の公開承認施設に関すること。

(8)～(18) (略)

6 (略)

(職の設置)

第5条 (略)

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館、二川宿本陣資料館及び地下資源館に館長を、美術博物館に副館長を、学校給食センターにセンター長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。

3 特に必要があると認める課等に主幹、専門員、学芸専門員、専任主査、主任学芸員、教諭、講師、総括業務長又は業務長を置くことができる。

(職務)

第6条 (略)

(9)・(10) (略)

(11) 青少年センター、少年自然の家、野外教育センター及び神田ふれあいセンターの管理運営に関すること。

(12)・(13) (略)

5 美術博物館の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7)～(17) (略)

6 (略)

(職の設置)

第5条 (略)

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館、二川宿本陣資料館及び地下資源館に館長を、学校給食センターにセンター長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。

3 特に必要があると認める課等に主幹、主幹学芸員、専門員、学芸専門員、専任主査、主任学芸員、専任教員、教諭、講師、総括業務長又は業務長を置くことができる。

(職務)

第6条 (略)

2 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食センター長、文化財センター所長、美術博物館副館長、二川宿本陣資料館長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 主幹、専門員、学芸専門員、総括業務長及び業務長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理するとともに、所属職員を指揮監督する。

4 (略)

5 専任主査及び主任学芸員は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

6 (略)

(文書の取扱い)

第12条 (略)

(公文例式)

第13条 (略)

(辞令式)

第14条 (略)

(服務)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

2 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食センター長、文化財センター所長、二川宿本陣資料館長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 主幹、主幹学芸員、専門員、学芸専門員、総括業務長及び業務長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理するとともに、所属職員を指揮監督する。

4 (略)

5 専任主査、主任学芸員及び専任教員は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

6 (略)

(要後閲)

第12条 代決した事務で決裁者の閲覽を要すると認められるものは、代決者においてその文書に「要後閲」の印を押し、上司の登庁後直ちに閲覽に供さなければならない。

(文書の取扱い)

第13条 (略)

(公文例式)

第14条 (略)

(辞令式)

第15条 (略)

(服務)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

別表（第4条関係）

| 職種上の職名 | 代表的な職務内容又は資格免許等の区分                  |
|--------|-------------------------------------|
| (略)    |                                     |
| 技師     | (略)                                 |
| 薬剤師    | 薬剤師の免許を有し、学校保健及び学校給食に関する指導及び支援を行う職務 |
| (略)    |                                     |
| 事務指導主事 | (略)                                 |
| 社会福祉士  | 社会福祉士の資格を有し、福祉に関する相談及び支援を行う職務       |
| 学芸員    | 学芸員の資格を有し、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究等を行う職務 |
| 教員     | 教員免許又は専修学校高等課程教員資格を有し、学校において教育を行う職務 |
|        |                                     |
|        |                                     |
|        |                                     |

別表（第4条関係）

| 職種上の職名 | 代表的な職務内容又は資格免許等の区分                                |
|--------|---|
| (略)    |   |
| 技師     | (略)   |
| (略)    |   |
| 事務指導主事 | (略)   |
| 学芸員    | 学芸員の職務  |
| 専修学校教員 | 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）に定められた教員の資格を有し、専修学校で教育を行う職務 |
| 高等学校教員 | 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による高等学校教諭免許状を有し、高等学校で教育を行う職務 |
| 小中学校教員 | 勤務する校種についての教育職員免許法による普通免許状を有し、小中学校で教育を行           |

|                  |   |                  |  |
|------------------|---|------------------|--|
|                  |   |                  | <u>う職務</u>   |
| 外国人<br>英語指<br>導員 | 英語を母国語又は日常語とする国の国籍を有し、 <u>学校において英語その他の教科等の学習支援を行う職務</u> | 外国人<br>英語指<br>導員 | 英語を母国語又は日常語とする国の国籍を有し、 <u>小中学校で英語その他の教科等の学習支援を行う職務</u> |
|                  |   | <u>専任教員</u>      | <u>専門領域の教育を行う職務</u>                                    |
|                  |   | <u>養護教諭</u>      | <u>養護教諭の職務</u>   |
| <u>助手</u>        | <u>軽作業その他現業的業務を行う職務</u>                                 |                  |  |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。